

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年11月4日午後1時00分～午後4時45分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 強盗致傷等事件の検挙について

捜査第一課が、福島警察署と合同で、標記の事件につき、10月25日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 最近は事件検挙に加え、各種の防犯対策により、路上強盗事件やひったくりの認知が大幅に減少し、検挙率は向上しているが、こうした点も府民に発信していただきたいと思う。

(2) 覚醒剤取締法違反（営利目的共同所持）事件の検挙について

南警察署が、近畿厚生局麻薬取締部と合同で、標記の事件につき、被疑者6人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 密売組織の上位にある被疑者を検挙し、相当量の覚醒剤を押収した事案であるが、依然として覚醒剤の乱用者は多数存在していると思われることから、引き続き取締りを強化し、薬物事案の蔓延防止を図っていただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、67件の行政処分を決定した。

(2) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(3) 「大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定手続きについて

「大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定手続きについて、可として決裁した。

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく6月以上の営業休止に係る行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「6月以上の営業休止」に係る行政処分3件について、いずれも風俗営業許可の取消しを決定した。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業者の3月以上の所在不明に係る行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「営業者の3月以上の所在不明」に係る行政処分1件について、風俗営業許可の取消しを決定した。

- (6) 警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求2件について、可として決裁した。

- (7) 意見要望の受理等について

ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。

イ 意見要望9件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 街頭防犯カメラシステムの活用状況について

7月から9月末までの街頭防犯カメラシステムの複製データ提供状況等について報告があった。

- (2) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

10月19日から10月25日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上

